

第7章 府内の市町村への支援の方針

1 市町村が行う修理・整備などの保存・活用に関する取組

(国・府指定文化財)

国指定等文化財については、文化庁との協議調整を図っていきます。

府指定等文化財については、その価値が損なわれることがないよう、指導・助言に努めます。

市町村が所有もしくは管理する国・府指定等文化財については、市町村の求めに応じて、その価値が損なわれることがないよう、技術的・専門的な指導・助言に努めます。

(市町村指定文化財)

市町村指定等の文化財の修理・整備などが行われる場合においても、その文化財の価値が損なわれることがないよう、市町村の求めに応じて、技術的・専門的な指導・助言に努めます。

2 市町村の文化財保護行政に関する支援

(これまでの取組の継続)

多種多様な文化財が所在する京都府は、文化財に係る全ての分野の専門職員を配置する全国でも有数の体制を有しています。このため、府内での文化財調査をはじめ、未指定を含めた各種文化財の適切な保存方法などに関する指導・助言など、これまでから府内市町村が推進する文化財保護行政に対して様々な面から支援しており、今後、市町村の要請に応じてこれを継続していきます。

(市町村との連携強化)

今回の法改正により、今後の文化財保護行政は、未指定文化財を含めた地域の文化財の保存・活用という視点を中心に促進されることとなります。今後、本大綱（「第5章2「文化財の保存・活用のための基本的な方針」）で記した事項に基づき、本府としてはこれまで以上に市町村との連携を深め、方針に基づいた取組を協力して推進します。

(「地域計画」策定への支援)

このため、今後の文化財保護行政を進めるにあたっては、市町村が主体となって、

管内に所在する様々な文化財の保存・活用に関して、地域の実情に即した視点から作成される「地域計画」が重要な意味をもちます。

現在、府内市町村で文化財保護に関わる専門職員が正規職員として配置されているのは約7割です。今後、市町村において「地域計画」の作成やこれに基づく保存・活用事業が本格的に進められることが予想される中では、人員や体制さらに職員の世代交代による知識と技術の継承などの課題が生じることが予想されます。

府教育委員会では、府内の文化財が将来にわたって適切に保護されるよう、市町村による地域計画策定にあたって、文化財に係る様々な情報を提供するなど、その作成が円滑に進むよう、これに協力します。

また、市町村の求めに応じ、周辺市町村や大学等の研究機関と連携をする中で、地域計画作成・認定申請、さらに「地域計画」策定後に進められる様々な取組に関して、市町村等と連携を深め積極的に支援します。

（単独で「地域計画」を作成することが難しい町村への支援）

専門職員が配置されていない町村が「地域計画」作成に取り組む場合は、これが必要な体制のもとで実施され、文化財の価値が維持されるよう指導・助言に努めます。府教育委員会及び近隣市町村や大学等の研究機関との連携が不可欠な場合も想定されるため、町村の求めに応じて、これらとの連携や人的支援などについても検討します。

3 広域連携への対応

（1）府域や市町村域を超えて所在する文化財の保存・活用に関する連携

府内には、府域もしくは市町村域を超えて分布する文化財があります。これらの保存と活用を適切に進めていくためには、文化財が所在する他府県や市町村の間で連携して、計画的に事業を進める必要があります。府教育委員会では、今後これらの連携がすすむよう推進し、市町村の求めに応じ指導・助言していきます。

（2）広域的に所在する文化財、その保存及び活用の取組等

○「もうひとつの京都」

府内各地域の個性豊かな文化や地域資源等を活かすため、「海の京都」「森の京都」「お茶の京都」「竹の里・乙訓」の4つのエリアを設定し、京都のブランド力を生かしながら、地域の資源を磨き上げ、地域が一体となって、「もうひとつの京都」の取組を展開しています。

<「海の京都」エリア>

府北部（福知山市、舞鶴市、綾部市、宮津市、京丹後市、伊根町、与謝野町）を

「海の京都」と位置付けています。

このエリアには、日本三景の一つである天橋立（特別名勝）、世界ジオパークのほか、鳴き砂で有名な琴引浜（名勝・天然記念物）、重要伝統的建造物群に選定されている伊根町伊根浦、旧日本海軍に関連する赤れんが建造物（重要文化財）等の名所が多く存在します。日本遺産に認定された「丹後ちりめん回廊」「鎮守府」「北前船寄港地」のほか、弥生時代から古墳時代の巨大な墳墓などがあります。

<「森の京都」エリア>

府中部地域（福知山市、綾部市、亀岡市、南丹市、京丹波町、京都市右京区京北）を「森の京都」と位置付けています。

このエリアは、森林率が約8割を占め「森」の恵みが大変豊かで、森や木と関わる中で、豊かな生活・文化が育まれ、発展してきた地域です。さらに、「森」は「海の京都」から都への文化の通り道でもあり、「森」と関わる豊かな生活・文化を伝えてきた地でもあります。芦生の森や美山かやぶきの里（重要伝統的建造物群保存地区）、由良川等の豊かな自然や美しい景観等があり、地域を定めず指定された天然記念物アユモドキは、亀岡市の一部に生息しています。

<「お茶の京都」エリア>

府南部地域（宇治市、城陽市、八幡市、京田辺市、木津川市、久御山町、井手町、宇治田原町、笠置町、和束町、精華町、南山城村）を「お茶の京都」と位置付けています。

このエリアは、日本茶のふるさととして、抹茶、煎茶、玉露を生み出し、生活の中の喫茶など日本茶文化を支えてきました。その中で、抹茶、煎茶、玉露それぞれの生産に対応した茶園や集落、茶問屋の町並みなどの景観を形づくっており、「日本茶 800 年の歴史散歩」として日本遺産に認定されました。

また、久津川古墳群（史跡）、恭仁宮跡（史跡）のほか、多くの文化財が存在するとともに、文化・学術・研究の拠点であるけいはんな学研都市では、先端技術等による新しい文化の創造・発信を進めています。

<「竹の里・乙訓」エリア>

府乙訓地域（向日市、長岡京市、大山崎町）を「竹の里・乙訓」と位置付けています。

京都と大阪を結ぶ交通の要衝であることから、古代から歴史の舞台となり、古事記や日本書紀には「オトクニ（弟国）」という地名の由来が記されています。このエ

リアは、竹林が多く、「かぐや姫」伝説発祥の地とも言われており、竹の径（府文化的景観）、西山など四季折々の豊かな自然と由緒ある社寺、長岡宮跡（史跡）、乙訓古墳群（史跡）や城跡などの文化財に恵まれた地域であり、10年間に渡って、長岡京が都となりました。

○世界文化遺産、ユネスコ無形文化遺産

・世界文化遺産「古都京都の文化財」

京都市、宇治市、滋賀県大津市にまたがる17社寺城。賀茂別雷神社（上賀茂神社、京都市北区）、賀茂御祖神社（下鴨神社、京都市左京区）、教王護国寺（東寺、京都市南区）、清水寺（京都市東山区）、延暦寺（京都市左京区・滋賀県大津市）、醍醐寺（京都市伏見区）、仁和寺（京都市右京区）、平等院（宇治市）、宇治上神社（宇治市）、高山寺（京都市右京区）、西芳寺（苔寺、京都市西京区）天龍寺（京都市右京区）、鹿苑寺（金閣寺、京都市北区）、慈照寺（銀閣寺、京都市左京区）、龍安寺（京都市右京区）、本願寺（西本願寺、京都市下京区）、二条城（京都市中京区）からなります。

・ユネスコ無形文化遺産「山・鉾・屋台行事」

京都市の「京都祇園祭の山鉾行事」を含む山・鉾・屋台等と呼ばれる山車が巡行する青森県から大分県の計18府県に分布する33件の祭礼行事です。

○日本遺産

近年、文化庁は地域に点在する文化財と地域の遺産を「面」として活用し、発信することで、地域活性化を図ることを目的として、地域の歴史的魅力や特色を通じて日本の文化・伝統を語るストーリーを日本遺産として、認定しています。そのストーリーに記された文化財群は広域にまたがるものとなっており、新たに価値が評価された文化財の保存・活用が進むよう、市町村の求めに応じ助言していきます。

現在、府内の資産が認定されているのは以下の5件です。

・「日本茶800年の歴史散歩」

宇治市、城陽市、八幡市、京田辺市、木津川市、久御山町、井手町、宇治田原町、笠置町、和束町、精華町、南山城村の12市町村

・「鎮守府 横須賀・呉・佐世保・舞鶴 ～日本近代化の躍動を体感できるまち～」

舞鶴市を含む4府県4市町

・「荒波を超えた男たちの夢が紡いだ異空間 ～北前船寄港地・船主集落～」

宮津市を含む15道府県38市町

・「300年を紡ぐ絹が織り成す丹後ちりめん回廊」

宮津市、京丹後市、与謝野町、伊根町の2市2町

- ・「1300年つづく日本の終活の旅～西国三十三所観音巡礼」

京都府（宇治市、京都市、亀岡市、宮津市、舞鶴市）を含む7府県24市町

○その他 広域的に分布する文化財

市町村域もしくは府県域を超えて広域的に分布する文化財等の主な事例

<記念物>

- ・「国史跡乙訓古墳群」
京都市、向日市、長岡京市、大山崎町にまたがる古墳群
- ・「国史跡奈良山窯跡群」
木津川市、奈良県奈良市にまたがる古代の窯跡群
- ・「国史跡大安寺旧境内附石橋瓦窯跡」
井手町、奈良県奈良市にある古代寺院跡とその瓦を焼いた窯跡
- ・「国史跡琵琶湖疏水」
京都市、滋賀県大津市にまたがる近代都市疏水
- ・「国史跡石のカタト古墳」
木津川市、奈良県奈良市にまたがる終末期下方上円墳
- ・「国史跡延暦寺境内」
京都市、滋賀県大津市にまたがる平安時代にかかれた寺院
- ・「国天然記念物比叡山鳥類繁殖地」
各種の鳥類の繁殖地として関西において著名

<埋蔵文化財>

- ・「長岡京跡」
京都市、向日市、長岡京市、大山崎町にまたがる都城
- ・「八木城跡」
亀岡市、南丹市にまたがる山城
- ・「一色氏関連城館跡」
京丹後市、与謝野町、宮津市、伊根町、舞鶴市にかけ点在する丹後守護一色氏及びその家臣団の城館群

第8章 防災・災害発生時の対応

1 近年の状況

近年、京都府では、平成16年の台風23号、平成29年の台風21号、平成30年の大阪府北部地震、7月豪雨、台風21号をはじめとした度重なる台風など、多く災害に見舞われています。これらは文化財にも多大な被害を及ぼし、現在でもその復旧に取り組んでいる状況です。また、平成31年4月にはノートルダム大聖堂の火災を受けて、文化財所有者等への防火対策の徹底を周知し、その強化を図っています。

2 文化財防災の方針、枠組み

文化庁では、災害対策基本法の規定に基づき、文化庁防災業務計画を策定し、文化財の防災対策等についての基本的な方針を定めています。本府では、京都府地域防災計画において、文化財にかかる災害予防計画にかかる基本的な方針をまとめています。（本章3）

本府並びに京都市において、具体的な防災対策をまとめたものとして、「文化財所有者のための防災対策マニュアル」を策定し、風水害、地震、防火・防犯等の対策をまとめています。（本章4）

広域行政の枠組みとして、2府7県（福井県、三重県、滋賀県、京都府、大阪府、兵庫県、奈良県、和歌山県、徳島県）及び関西広域連合において、近畿圏危機発生時の相互応援に関する基本協定に基づく文化財の被災調査に関する要領及び被災対応ガイドラインを策定し、その対策を進めています。（本章5）

【防災・災害発生時の対応 基本的枠組み】

組織	総合	文化財
国	防災基本計画 (中央防災会議)	文化庁防災業務計画
広域 (国立文化財機構ほか)		(協力)文化財防災ネットワーク、被災文化財等救援委員会(*1)
広域行政 (2府7県及び関西広域連合)	近畿圏危機発生時の相互応援に関する基本協定	○近畿圏危機発生時の相互応援に関する基本協定に基づく文化財の被災調査に関する要領 *近畿圏危機発生時の相互応援に関する基本協定に基づく文化財の被災対応ガイドライン
京都府	京都府地域防災計画 【文化財災害予防計画】 (京都府災害対応の総合的な検証会議)	【文化財所有者のための防災対策マニュアル】(京都府・京都市)
市町村	市町村地域防災計画	同上

- *1 平成28年熊本地震では、文化庁から文化財防災ネットワーク参画団体幹事会へ協力を要請、平成7年阪神・淡路大震災、平成23年東日本大震災では、文化庁が同じく協力を要請し、被災文化財等救援委員会を設置しています。

3 京都府文化財災害予防計画

(計画の方針)

計画の方針として、「貴重な国民的財産である文化財を永く将来に伝えていくためには、不慮の災害を防止することが不可欠である。その防災計画は災害の予防に重点をおくものとし、万一の災害の際には的確な対応ができるよう消防設備の設置等を推進するものとする。」としています。

(文化財保護対策の方針)

文化財の所有者又は管理団体に対して、防災組織の活用、災害時における防災の方法等の防災措置についての指導を徹底します。また、災害時における文化財の避難搬出について、施設に応じた詳細な計画作成の指導助言を行います。

文化財防火デー等では、種々の実施訓練について計画作成の指導助言を行います。また、文化財の防火に関係のある消防関係機関等との連絡、協力体制を確立します。分野毎の対策は以下のとおりです。

- 文化財建造物は、自動火災報知設備、消火設備、避雷針、放水銃、ドレンチャー等を備えた総合的な防災設備の設置が望まれます。なお、国・府指定文化財建造物については、自動火災報知器の設置が義務付けられています。また、既設の防災設備の日常的な点検及び不良箇所の修理等の設備の更新にも留意しておく必要があります。
- 美術工芸品（有形民俗文化財を含む）は、収蔵庫等の防災施設（鉄筋コンクリート造、耐火構造）の設置若しくは木造建造物で保管・管理する場合は、文化財建造物に準じた措置が望まれます。なお、防災設備の設置が困難な場合には、防災上の判断等から一時的に博物館等の施設へ寄託することも考えられます。なお、収蔵庫は、周囲の景観への配慮が望まれます。
- 史跡名勝天然記念物、重要伝統的建造物群保存地区、文化的景観の構成要素となる建造物等も、国・府指定文化財建造物に準じた対応が必要です。
- 府では、国、府指定等の文化財の防災事業（収蔵庫、自動火災報知設備、消火栓、防火水槽、避雷針等の設置及び防災資機材の整備並びに修理）に対し、補助制度を設けています。また、防災効果を高める消化器・収蔵箱等の防災資機材整備も対象としています。

4 文化財所有者のための防災対策マニュアル

(防災対策マニュアルによる事前の備え、被害への対応)

事前の備えとして、文化財に関する防災知識等の習得、平常時からの防災対策の実施、訓練等の実施を求めています。

発生時の対応として、参観者等の安全確保、応急措置、二次災害の防止を、発生後の対応として、被害状況の把握、被災文化財の保全を求めています。

5 広域行政としての対応、支援

府ではこれまで、阪神淡路大震災や東日本大震災などの災害からの復旧・復興にかかわる文化財の調査等に対し、当該府県からの求めに応じて、職員を長期派遣し、支援してきました。これらを踏まえ、近畿圏の府県を中心とした相互応援にかかる枠組みを整備しています。

(近畿圏危機発生時の相互応援に関する基本協定に基づく文化財の被災調査に関する要領)

「近畿圏危機発生時の相互応援に関する基本協定」に基づき、大規模災害等の危機が発生して当該区域を所管する府県だけでは十分に応急対策が実施できない場合に、福井県、三重県、滋賀県、京都府、大阪府、兵庫県、奈良県、和歌山県、徳島県及び関西広域連合が連携して行う文化財にかかる各種相互支援内容を定めたものです。

(近畿圏危機発生時の相互応援に関する基本協定に基づく文化財の被災対応ガイドライン)

要領に基づいた相互間の迅速な応援を実現するため、被災文化財の救出、状況調査、応急処置、復旧費用の算定等にかかる応援自治体の職員を受け入れる体制作りや、作業に係る留意点について整理したものです。

(その他連携)

台風や落雷などの災害時についても、特に市町、府県境における消火や文化財レスキュー等における市町及び府県側の協力体制構築を進めていきます。

6 今後の対策

(きめ細かな視点からの取組の強化)

近年の自然災害の頻発により、さまざまな文化財の防災対策が迫られています。文化財建造物の修理による構造強化や耐震対策、日常の維持管理や巡視の中でのわずかな老朽化や倒木・崖崩れなどの恐れがある箇所での早期把握、その他浸水、強風など、多様な被害等にたいして、きめ細かな視点からの取組を強化していく必要があります。

(地域が一体となって文化財を守る体制づくり)

本府では、これらに対応していくために、市町村ごとに、地元消防、警察などとの協力、連携体制の構築を支援し、地域の協力を得て、府文化財保護指導委員による巡視の充実も図ります。それとともに、京都府文化財防災対策連絡会等によるすみやかな情報共有を今後も継続していきます。

文化財が密集して所在し、多くの参拝者や見学者が訪れる京都市内で市消防局が取り組んでいる文化財マイスター制度や文化財レスキュー体制などを参考に、文化財の所在する地域住民が一体となり、文化財を火災や災害から守る仕組みづくりが重要と考えます。

このため、府内各地域においても、府、市町村等の関係機関と地域住民が一体となって文化財を守る体制が整備されるよう取り組んでいきます。

第9章 文化財の保存・活用の推進体制

1 推進体制一覧

京都府	
教育庁 指導部	文化財保護課 学校教育課 (小・中学校教育) 特別支援教育課 (特別支援教育) 高校教育課 (高校教育) 社会教育課 (社会教育)
管理部	管理課 (学校資産の管理)
知事部局	
危機管理部	災害対策課 (防災対策)
総務部	府有資産活用課 (府有資産活用管理)
府民環境部	自然環境保全課 (自然環境保全)
文化スポーツ部	文化政策室 (天橋立世界文化遺産登録、未指定の文化財の保存・活用)
	文化芸術課 (文化芸術の活用)
商工労働観光部	観光企画室 (観光施策の企画・総合調整)
	観光事業推進課 (府内各地域の観光振興・広域観光等)
	染織・工芸課 (染織工芸事業の振興支援)
農林水産部	農産課 (宇治茶世界文化遺産登録)
建設交通部	都市計画課 (都市計画・景観行政の推進)
	* (文化財に関係した主な業務内容)
関係機関	
	府立丹後・山城郷土資料館 (歴史資料、考古資料、民俗資料等の保存・活用)
	府立京都学・歴彩館 (京都関係資料の収集・保存・公開)
	公益財団法人京都文化財団 (芸術文化活動の奨励・育成、文化財の保護)
	公益財団法人京都府埋蔵文化財調査研究センター (埋蔵文化財の発掘調査・研究、調査成果の公開、普及・啓発)
京都府文化財保護審議会	
審議事項	京都府指定等文化財の指定等、文化財の保存及び活用に関する重要事項
委員	文化財の保存及び活用に関し学識経験を有する者 20 名で構成

京都府文化財保護指導委員	
主な取組内容	文化財の現状や保管に関する巡視を行うこと。文化財等の所有者その他関係者からの求めに応じ又は必要に応じて文化財等の保存管理に関する指導助言を行うこと。
委員	69名（文化財の保護に関する見識を有し、かつ地域の文化財の現状を把握している者）府内全域の各地域に配置
その他民間団体等	
	<p>京都府文化財所有者等連絡協議会（文化財の保存・活用、修理防災等の指導・助言）</p> <p>公益財団法人京都古文化保存協会（古文化の保護、愛護に関する啓発）</p> <p>一般財団法人川合京都仏教美術財団 （府内の美術工芸品の保存修理の助成、旧灯明寺の文化遺産の保存活用）</p> <p>公益財団法人祇神会（民俗・無形文化財の保存）</p> <p>公益社団法人全国国宝重要文化財所有者連盟 （文化財の保存と活用にかかる各種事業の推進）</p> <p>NPO 法人古材文化の会（古建築及び古材の保存と活用）</p>
市町村との連携	
	<p>京都府文化財防災対策連絡会</p> <p>京都府（教育庁指導部文化財保護課、文化スポーツ部文化政策室、危機管理部災害対策課、警察本部）、京都市（文化市民局文化芸術都市推進室文化財保護課、消防局予防部予防課、都市計画局都市景観部景観政策課）、関係機関（京都国立博物館、近畿中国森林管理局京都大阪森林管理事務所、公益財団法人京都文化財団文化財保護基金室、公益財団法人京都市文化観光資源財団、公益財団法人京都古文化保存協会）からなる。（文化財防災の情報共有等）</p> <p>長岡京跡連絡協議会</p> <p>長岡京跡の調査を行う京都府、京都市、長岡京市、向日市、大山崎町の発掘調査機関などからなる。（調査に係る情報共有、公益財団法人京都府埋蔵文化財調査研究センター取りまとめ）</p>

2 今後の体制整備の方針

文化財にかかる災害発生時の連絡調整体制など最新の状況に応じて、順次整備していきます。

3 関係部局との連携など

京都府においては、平成 29 年に文化芸術基本法（平成 13 年法律第 148 号）の改正・施行及び国による文化芸術推進基本計画（平成 30 年 3 月）の策定を受け、文化の保存・継承から発展、創造及び活用まで、文化政策を総合的に推進するために、「京都府文化力による未来づくり条例」（平成 30 年京都府条例第 27 号）と、それに基づく「京都府文化力による未来づくり基本計画」（平成 31 年 3 月、以下「基本計画」と

いう。)がまとめられました。

基本計画では、第5節で「目指すべき将来の姿の実現にむけた方策」として掲げた7項目の中に「文化の保存及び継承」が示され、そこで、「伝統文化・生活文化の継承」、「文化財の保存・継承・活用」が述べられています。加えて、府内各地で、文化財を含む「文化資源を生かした地域づくり」や「文化資源を活用した経済の活性化」への具体的な取組が進められています。

こうした取組をさらに進める上で、文化スポーツ部等府関係部局と連携し、本大綱に示す府内の文化財の適切な保存・活用に関する方向性に基づく府の取組として実施していきます。

さらに、京都府では平成30年6月、知事を本部長とした「観光戦略総合推進本部」を設置、平成31年3月には全国屈指の質と量を誇る歴史文化遺産など、地域資源を生かした観光施策の指針となる「京都府観光総合戦略」（以下「総合戦略」という。）が策定され、観光を本府の産業の土台を支える総合政策として位置付けています。

総合戦略では、「今後の取組方針と重点プログラム」を述べる中で、「京都観光」の最大の強みである文化資源を活かした地域振興と持続的な発展として、「地域に残る豊富な有形・無形の文化財の観光活用」を示しつつ、その取り扱いについて「京都府における文化財の保存・活用の基本的な方向性を明確にする『京都府文化財保存活用大綱』を踏まえた文化財の活用」を基本とすることが明示されています。

加えて、平成30年度の地震、大雨、台風による災害をうけ、京都府地域防災計画（第8章参照）の改定や京都府新総合計画の策定にむけた取組も進んでいるところです。

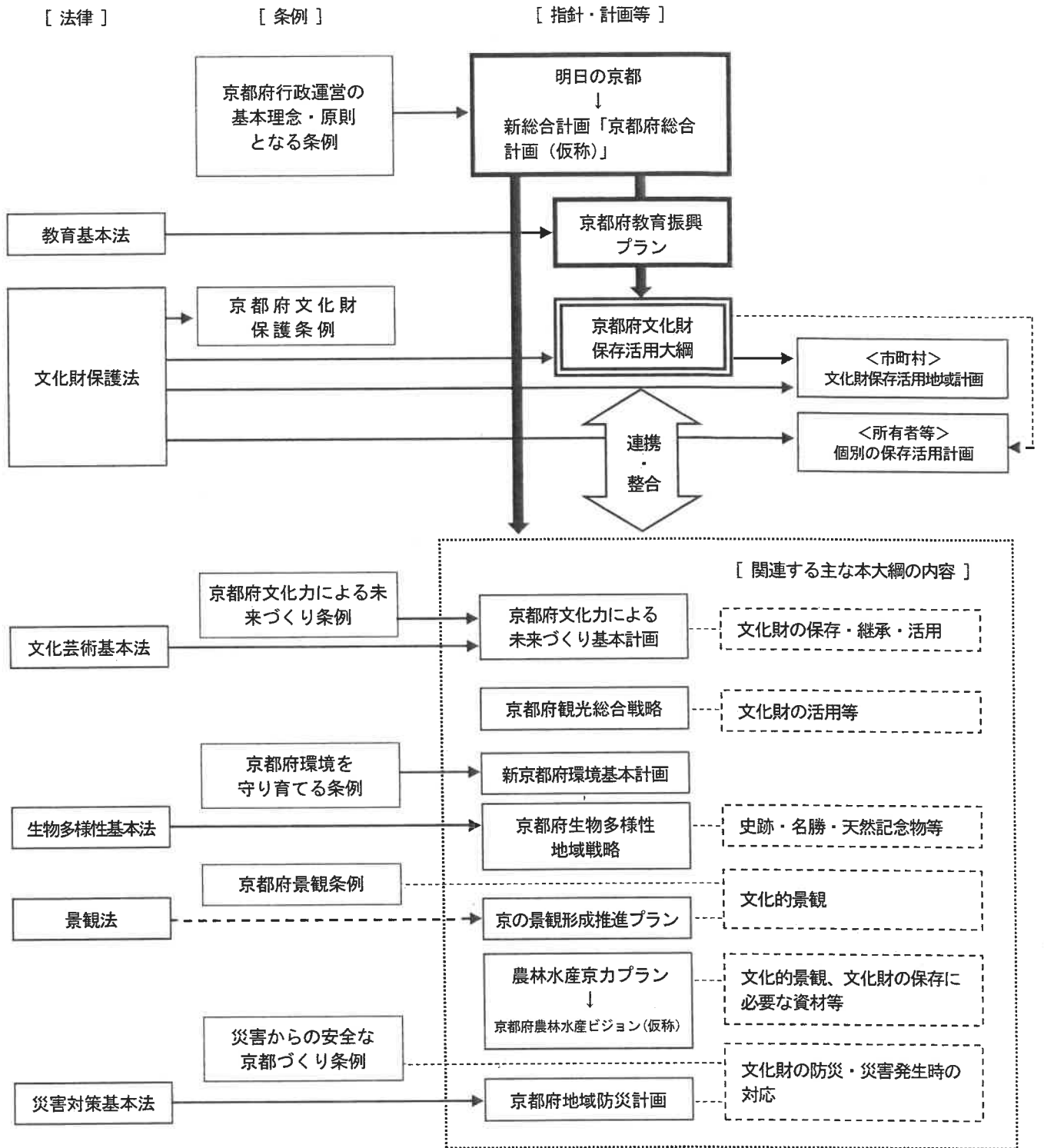
現在策定中の「新総合計画」では、「文化財保存活用大綱において府内の文化財の適切な保存と活用を図るための基本方針を提示」となっています。

京都府では、これまで条例の趣旨に基づき、文化財の保存及び活用が適切に行われるよう必要な施策を講じてきたところです。また、その推進にあっては、文化庁をはじめ、府教育庁所管課、危機管理部、総務部、府民環境部、文化スポーツ部、商工労働観光部、農林水産部、建設交通部局等の関係各課及び市町（組合）教育委員会等の関係機関・団体、文化財所有者と連携してきました（これら関係部局の条例・計画については、資料3参照）。

本大綱により、今後も庁内関係部局と一層連携し、府内に所在する文化財の適正な保存・活用が図られるよう努めます。

本大綱は、京都府における文化財の保存活用の基本的な方向性等を定めるものであることから、社会状況の変化や京都府の総合計画の改定の状況も踏まえ、必要に応じで見直しを行うものとします。

資料3 京都府文化財保存活用大綱と他計画の関連図



*計画の詳細は用語解説参照

別添資料1

用語解説・参考

第1章 2 目的

○「文化財保存活用地域計画」

各市町村が目指す目標や中長期的に取り組む具体的な内容を記載した文化財の保存・活用に関する基本的なアクションプランです。作成にあたり協議会を設置、協議会には、都道府県、市町村の都市計画・教育・観光等の関係部署のほか、文化財の保存会やNPO団体、自治会、大学・高専教員、学芸員等の必要な者が参画できます。文化庁長官の認定をうける基準には、当該大綱に照らして適切なものであることとされます。

○「文化財保存活用計画」

個々の国指定文化財及び登録文化財を対象に、所有者・管理団体等が作成する保存・活用の考え方や具体的な取組の内容を定めた基本的な計画です。文化庁長官の認定をうけるには、大綱又は認定地域計画と整合性のとれたものであることとされます。

第2章 3 (1) 広域行政単位

<京都府内における旧郡名と広域行政区域>

○教育局

京都府の教育行政を担う5つの地方機関。地域の教育振興に取り組む。丹後教育局（丹後地域）、中丹教育局（中丹地域）、南丹教育局（南丹地域）、乙訓教育局、山城教育局があります。

○広域振興局

広域的な視点で地域振興に取り組む京都府の4つの地方機関。丹後広域振興局（丹後地域）、中丹広域振興局（中丹地域）、南丹広域振興局（南丹地域）、山城広域振興局（乙訓地域、山城地域）があります。

○区域

なお、歴史的な変遷の中で区域の把握は変動してきました。たとえば、近代以降に成立する京都府の広域行政単位や市町村の合併は、歴史的な旧国域、旧郡域とは、相違しています。旧丹波国は、明治4年の第1次府県統合により、京都府と豊岡県に分かれました。

平成16年に京都市へ編入合併した京北町は、江戸時代は禁裏御料地となっていたほか、元は桑田郡内に位置し、丹波地域（丹波国）に属していました。

現在は中丹地域としている旧加佐郡は古代には丹後国に属し、江戸時代には田辺藩や宮津藩の知行となっていました。明治12(1897)年に行政区画としての加佐郡が誕生した後に、舞鶴市、福知山市大江町、宮津市の一部に分かれ、現在では舞鶴市域と福知山市域が中丹地域、宮津市域は丹後地域に属しています。

このため、府内各地に所在する文化財の特性を考える上では、一定の配慮が必要となる場合もあります。

第4章 2 (5) 公開

○文化庁の公開に係る指針

「国宝・重要文化財の公開に関する取扱要項」

文化財保護法第53条に基づき、重要文化財等の所有者及び管理団体以外の者がその主催する展覧会その他の催しにおいて重要文化財等を公衆の観覧に供しようとする場合（重要文化財等の移動を伴うものに限る。）に、適切な取扱いを行うべき事項や留意すべき事項を示した指針をいいます。

第9章 3 関係部局との連携など

○新総合計画「京都府総合計画（仮称）」

京都府では、平成23年1月に府政運営の指針となる「明日の京都」が策定されましたが、今年度、新しい総合計画を策定しています。総合計画は、本大綱の上位計画であり、中間案では、20年後に実現したい京都府の将来像として「一人ひとりの夢や希望が全ての地域で実現できる京都府をめざして」を掲げた上で、4つの姿が提示され、2つ目の姿に「文化の力で新たな価値を創造する京都府」が示されています。また、分野別基本施策では「文化力による未来づくり」の中で、今後4年間の対応方向・具体方策として「伝統文化、生活文化を継承するとともに、文化財の保存・継承・活用を進め」とされ、「文化財保存活用大綱において府内の文化財の適切な保存と活用を図るための基本方針を示すことにより、文化財をまちづくりに生かしつつ、地域社会総がかりでその継承に取り組む」ことが示されています。

○京都府教育振興プラン

京都府教育委員会では、平成23年に今後の10年を見通した教育の振興に関する基本計画として、「京都府教育振興プラン -つながり、創る、今日の知

恵-)を策定しています。この計画は、教育基本法第17条第2項に基づく教育振興基本計画であり、本大綱の上位計画です。10の重点目標のうちのひとつ「人を思いやり尊重する心など、豊かな人間性をはぐくむ」目標では、「京都の伝統と文化を守り、受けつぎ、新たな文化を創造する心と技の育成」が施策の方向性として掲げられています。

○「京都府文化力による未来づくり基本計画」

京都府の文化の保存・継承から発展、創造、活用まで、文化政策を総合的に推進するため「京都府文化力による未来づくり条例」（平成30年7月施行）に基づき、平成31年3月に策定されたものです。本基本計画では、「目指すべき将来の姿の実現にむけた方策」として掲げた7つの柱のひとつを「文化の保存及び継承」とし、そこで取り組む方策として、「伝統文化・生活文化の継承」、「文化財の保存・継承・活用」が示されています。

○「京都府観光総合戦略」

平成30年6月に知事を本部長として設置された「観光戦略総合推進本部」において検討され、平成31年3月に「あらゆる産業が観光の視点を持って成長するとともに、京都府全体が未来に向かって発展していくための指針として策定」されたものです。7つの今後の取組方針と重点プログラムのひとつ「『もう一つの京都』構想の深度化と相互連携」では、文化的景観の価値向上や情報発信が、さらに「『京都観光』の最大の強みである文化資源を活かした地域振興と持続的な発展」では、「有形・無形の文化財や生活文化の観光活用」としての事例が示されるとともに、文化財の活用は、本大綱を踏まえることが明記されています。また、府立山城・丹後両郷土資料館の観光拠点施設としての活用も示されています。

○「京都府生物多様性地域戦略」

生物多様性基本法第13条に定める生物多様性地域戦略として、平成30年3月に策定されたもので、「新京都府環境基本計画」（平成22年10月策定）のもと、京都府の生物多様性に係る諸計画の上位に位置付けられています。戦略策定にあたっては、生物多様性により京都の文化と観光が支えられていることがその重要性のひとつとして掲げられています。個別の資料として示された「京都の庭」「芦生研究林」「『京都府の鳥』オオミズナギドリ」「深泥池の

生きもの」「山陰海岸ジオパーク」「地域が一体となった希少種の保全活動」等には、史跡・名勝・天然記念物に関連する内容が示されています。

○「京の景観形成推進プラン」及び「景観条例」

平成 17 年 6 月に全面施行された景観法を踏まえて同年 12 月に策定され、平成 19 年 3 月には「京都府景観条例」が制定されました。同条例では、府における良好な景観の形成のための基本理念が掲げられ、そのための施策の一つである「景観法等を活用した景観形成を推進」のなかで、「文化的景観の保存及び活用を図ることにより、府の特徴ある文化的景観の形成を推進」するとしています。

○「京都府農林水産ビジョン（仮称）」

現行計画「農林水産京カプラン」（平成 23 年 3 月策定）を見直し、検討されている計画です。現行計画の 5 つの施策のうち「地域づくり・絆づくり」では、茶園などの修景整備や景観に配慮した農業用施設整備など、景観資源の維持・活用に係る地域活動を支援し、美しい農山漁村の景観を次世代へ継承するとされています。また、「森林・緑環境づくり」では、森林の持つ多面的機能を発揮させ、豊かな生活環境の創造に貢献するとされ、今後は文化財分野でも特に原材料の調達に係る連携が必要と考えられます。

○「京都府地域防災計画」（昭和 38 年 7 月制定、平成 30 年 6 月改定）

災害対策基本法第 40 条の規定に基づき策定され、府その他防災関係機関が行う具体的施策が規定されています。「一般計画編」「第 3 編災害応急対策計画」の「第 38 章文化財等の応急対策」では、災害時における文化財等の応急対策が定められています。また、「震災対策計画編」「第 2 編災害予防計画」の「第 12 章文化財災害予防計画」では、文化財分野ごとに現状・方針・内容が定められているほか、4 項目の文化財保護対策がまとめられています。

○「災害からの安全な京都づくり条例」（平成 28 年）

府民の生命、身体及び財産を災害から保護し、府民が安全に暮らすことができる京都府を実現することを目的に制定されたものです。第 37 条において指定等文化財建造物の安全性の確保等が定められています。

別添資料2 国宝・重要文化財市町村別件数一覧

(平成31年4月1日現在)

市町村名	建造物				美術工芸品												合計			
	重文		国宝		絵画		彫刻		工芸品		書跡典籍		古文書		考古資料		歴史資料		重文	国宝
	件数	棟数等	件数	棟数等	重文	国宝	重文	国宝	重文	国宝	重文	国宝	重文	国宝	重文	国宝	重文	国宝		
京都市	210	482	42	51	458	42	299	32	169	13	442	55	272	26	18	3	22	1680	171	
乙訓	向日市	1	1								2								3	
	長岡京市						3												6	
	大山崎町	4	7	1	1	1	7						1						9	
山城	宇治市	14	49	3	6	5	1	22	3	4	2	1	1				1	34	6	
	城陽市	3	3					2							1			3		
	八幡市	5	27	1	10	2		10		1	4		2					19		
	京田辺市	6	12			1		3	1				1					5	1	
	木津川市	19	20	3	3	3		26	3	1		1	1					32	3	
	久御山町	1	1					1										1		
	井手町																			
	宇治田原町							6					2					8		
	笠置町	1	1					3		1	1							5		
	和束町	3	3					2						1				3		
	精華町	2	2					2										2		
	南山城村					1		1										2		
南丹	亀岡市	7	7			4		8			2							14		
	南丹市	6	8					1						1				2		
	京丹波町	5	5							2								2		
中丹	綾部市	3	3	1	1	2		3		1	1	1						8		
	福知山市	1	1			2		1						1				4		
	舞鶴市	4	21			6	1	10				1						17	1	
丹後	宮津市	2	9			1		6		5	1	3	1	1				17	1	
	与謝野町							1		1				2		1		5		
	伊根町					1				1								2		
	京丹後市	2	2					2		1				2				5		
郡部計	89	182	9	21	33	2	120	7	16	2	15		13	1	9		208	12		
合計	299	663	51	72	491	44	419	39	185	15	457	55	285	27	27	3	24	1888	183	

* 国宝件数は、重要文化財件数の内数である。

別添資料3 重要無形文化財・民俗文化財等市町村別件数一覧

(平成31年4月1日現在)

市町村名	民俗文化財 重要有形 (件)	民俗文化財 重要無形 (件)	重要無形文化財 各個指定		建造物 重要伝統的 保存地区 (地区)	国登録 有形文化財		文化 重要 景観 (件)	有形 民俗 国登録 文化財 (件)	国選定保存技術	
			人数 (人)	件数 (件)		建造物 (件)	美術 工芸品 (件)			保持者 人	保持 団体 (件)
京都市	4	6	9	10	4	427	2	1	2	18	12
乙訓	向日市					24					
	長岡京市					24					
	大山崎町					13					
山城	宇治市		1	1				1			
	城陽市					9					
	八幡市					3					
	京田辺市										
	久御山町					11					
	井手町										
	宇治田原町										
	木津川市		1			1					
	笠置町										
	和束町										
	精華町										
	南山城村										
南丹	亀岡市		1			3			1		1
	南丹市		1		1	7					
	京丹波町										
中丹	綾部市	1				2					
	福知山市					5					
	舞鶴市		1			16					
丹後	宮津市					10		1			
	与謝野町				1						
	伊根町				1	2					
	京丹後市					13					
郡部計	1	4	1	1	3	143	0	2	1	0	0
合計	5	10	10	11	7	570	2	3	3	18	12

別添資料4 (特別) 史跡名勝天然記念物市町村別件数一覧

(平成31年4月1日現在)

市町村名	史跡				名勝				天然記念物				計	特別計	登録記念物			
	史跡	特別史跡	史跡及び名勝	特別史跡及び名勝	特別史跡及び天然記念物	史跡及び天然記念物	特別史跡及び天然記念物	名勝及び史跡	特別名勝	特別名勝及び史跡	名勝及び天然記念物	特別名勝及び天然記念物				天然記念物	特別天然記念物	天然記念物及び名勝
京都市	36		13	3													92	12
乙訓	向日市	2															2	0
	長岡京市	1															1	0
	大山崎町	2															2	0
山城	宇治市	3		1					1								5	0
	城陽市	6															6	0
	八幡市	2							1								3	0
	京田辺市	1							1								2	0
	久御山町																0	0
	井手町																0	0
	宇治田原町																0	0
	木津川市	4								1	1						5	1
	笠置町			1													1	0
	和束町	1															1	0
	精華町																0	0
	南山城村																0	0
	南丹	亀岡市	2										1					3
南丹市									1								1	0
京丹波町																	0	0
中丹	綾部市	2							1								3	0
	福知山市																0	0
	舞鶴市												1				1	0
丹後	宮津市	2							1	1							3	1
	与謝野町	4															4	0
	伊根町																0	0
	京丹後市	5										1			1		7	0
郡部計	37		2					6	2	1						3		
合計	70		15	3				36	11	8						9		
																	1	1
																	139	14

※ 特別史跡名勝天然記念物の件数は、史跡名勝天然記念物件数の内数である。
 ※ 史跡のうち乙訓古墳群は京都市、向日市、長岡京市、大山崎町にまたがるためそれぞれでカウント。
 合計数は1件のため、合計数値とは一致しない。

(平成31年4月1日現在)

市区町村名	有形文化財																	無形文化財	民俗文化財					記念物					指定登録小計	文化財環境保全地区	選定保存技術	文化的景観	合計						
	美術工芸品																		有形	無形	史跡	名勝	天然記念物	天然記念物及び名勝															
	建造物		絵画		彫刻		工芸品		書跡典籍		古文書		考古資料		歴史資料		小計																						
	指定	棟数	登録	棟数	指定	登録	指定	登録	指定	登録	指定	登録	指定	登録	指定	登録	指定								登録														
京都市	49	148	8	15	33	14	1	20	6	10	8	7	1	98	2	9	2	1	2	3	1	2	165	12	1	2	180												
乙訓	向日市	2	3	1	1						1			1	0			1					4	1		1	6												
	長岡京市	1	1	1	3	2	4				2	1		9	0					1		1	11	2	1		14												
山城	大山崎町			1	2	1			1		1			3	0								3	1			4												
	宇治市	11	16	3	4		3	1		2	3			9	0			1	1	4			26	3	2		31												
	城陽市			4	5		1					1		9	0			2		1	1	1	1	7	4		12												
	八幡市	5	10	2	3		3		2	1	2	1		9	0				1	1	1	1	17	3	2		22												
	京田辺市	1	3	5	5	3	2	1			1	1	1	7	2					2			10	7	6		23												
	木津川市	4	7	8	18	2	1	4	3	2	1		1	1	1	11	5		3	1	5	1	1	18	21	8		47											
	久御山町			1	1							1		0	1						2			0	4			4											
	井手町	1	1	1	2			1			1	1		2	1								1	4	2	2	1	9											
	宇治田原町	1	2	3	5		1							1	0				1	1			3	4	2		9												
	笠置町			2	2	1				1	1			3	0					1			3	3	1		7												
	和束町	1	2	1	2	2	2							4	0			2	1			1	6	4	1	1	12												
	精華町			1	1				1					1	0				1				2	1	1		4												
	南山城村			2	3	1						1		1	1				1				2	3	1	1	7												
	南丹	亀岡市	7	8	6	12	2	3	2	2		2		3	12	2			1	1	3		3	1	23	13	7		43										
南丹市		7	9	8	12	1	2	1	2	1	1	1		6	3			2	10	3			19	21	7		47												
京丹波町		1	1	5	7	2	3	1	1		2	1		8	2			1	3			1	11	10	2		23												
中丹	綾部市	7	9	7	10	1		1	2	1	1	1		6	2	1			3		1	1	16	12	5	1	34												
	福知山市	5	14	4	10	5	1	1	2	2	2	4	3	17	3	1	1		2	6	3		2	31	13	5	2	51											
丹後	舞鶴市	8	20	3	5	3	2	2	1	3	2	1		12	2			1	11			2	22	17	3		42												
	宮津市	6	12	1	4	4	5	2	1	2	5	1	3	1	22	2		3	1	2		3	1	33	8	1	1	43											
	京丹後市	5	5	5	8	3	7	2	4		1	1	6	1	1	17	9		3	11	6	1	1	34	25	3	2	64											
丹波	伊根町			1	2	1					4			5	0				2	5			7	6			13												
	与謝野町	3	10	2	2	1			1			2		4	0				1	3	4	2	2	16	5	3		24											
郡部計	76	133	78	129	34	8	39	8	22	9	9	1	33	8	28	1	6	1	171	36	2	0	1	12	19	68	21	0	18	1	13	1	1	322	196	67	0	10	595
地域定めず																							5		5			5											
合計	125	281	86	144	67	8	53	9	42	9	15	1	43	8	36	1	13	2	269	38	11	0	3	12	20	70	24	0	19	1	15	6	1	487	213	68	2	10	780
		211			75		62		51		16		51		37		15		307		11		15		90		24		20		21		700						

重要文化財及び府指定文化財等に指定又は文化財の焼失等により府の指定・登録が解除、取消となった件数は除く。

別添資料6 京都府暫定登録文化財市町村別件数一覧

(平成31年4月1日現在)

市町村名	有形文化財									有形民俗文化財	記念物				合計
	建造物	美術工芸品							史跡		名勝	史跡及び名勝	天然記念物		
		絵画	彫刻	工芸品	書跡典籍	古文書	考古資料	歴史資料						小計	
京都市	431				1		27		28	7				466	
乙訓	向日市					7	17	6	30	2	1			33	
	長岡京市	14	25	7	1	9	12	2	56		1			71	
	大山崎町	1	2	3		1			6					7	
山城	宇治市	13	44		14	5	2		65	2				80	
	城陽市	8				3			3	3	2			16	
	八幡市		13	4		1	3	1	22	2				24	
	京田辺市		10				2		12		2			14	
	木津川市	20	38		5	4	8		55	2	1	1		79	
	久御山町						4		4	1				5	
	井手町								0	1				1	
	宇治田原町								0					0	
	笠置町	6						1	1	2				9	
	和束町								0					0	
	精華町	6				2			2	1				9	
	南山城村	4							0	1				5	
	南丹	亀岡市	17	7	24		8	5		44	8	12	2		83
南丹市		13	1	4	1	1	2		9	6	2			30	
京丹波町							2		2		1	2		5	
中丹	綾部市	5	1				5		6	1	2			14	
	福知山市	9		2			4		6	1				16	
	舞鶴市	19	5	2	1	2	3		13	3		1		36	
丹後	宮津市	9	25	3			5		33	2	2	1		47	
	京丹後市	52	8			2	5		15	3	1			71	
	伊根町	1				2			2					3	
	与謝野町	7			1	1	6	3	11	1				19	
郡部計	204	179	49	0	23	48	86	12	397	42	27	5	2	0	677
合計	635	179	49	0	24	48	113	12	425	49	27	5	2	0	1143

別添資料7 市町村指定文化財件数一覧

(令和元年5月1日)

市町村名	有形文化財											無形	民俗文化財		史跡	名勝	天記	文景	伝建	選定保存	環境保全	合計	条例施行年月
	建造物		美術工芸品										有形	無形									
	件数	棟数	絵画	彫刻	工芸	書跡	古文	考古	歴史	計													
京都市	指定	74	182	77	56	26	8	12	21	11	211		8	0	16	34	25	0	4		10	382	S57.4.1
	登録	27	43	3	7	1		23		4	38		3	54	12	3	10					147	
	計	101	225	80	63	27	8	35	21	15	249		11	54	28	37	35	0	4		10	529	
向日市			2	8				5	7	1	23		1	1	2							27	S59.9.23
長岡京市		6	35	8	6			6	7		27		1		3		4					41	S50.7.1
大山崎町		5	5		2			1	1		4											9	S60.4.1
宇治市		4	15	3	34	2	3		3	2	47	1		1	2		1					56	S44.4.16
城陽市		5	11		10	2		3	4	3	22		1	2	3							33	S61.4.1
八幡市				5	10			1	1		17											17	S60.4.1
京田辺市					12				3		15			4	3							22	S50.3.24
木津川市		6	7	5	10		1	3	3	3	25			1	4	1						37	H19.3.12
久御山町				2	5	1					8						1					9	H5.3.30
井手町				1	1				1		3											4	H7.4.1
宇治田原町	指定	9	9		12		2		1		15		1		1	2						29	S48.10.5
	登録	1	1								0											1	
	計	10	10		12		2		1		15		1		1	2						30	
精華町				5							5											5	S63.12.27
相楽東部広域連合											0											0	H21.4.1
亀岡市		9	14	4	17	4	1		1		27		3	2	3		5					49	S43.12.23
南丹市		17	25	2	39	11	2			1	55		1	2	1		11	0	1		1	89	H18.1.1
京丹波町		3	3	2	13	4	4				23			4	7	1	9					47	H17.10.11
綾部市		4	6	5	13	3	4	7		2	34			2								40	S40.4.1
福知山市		29	36	25	44	17	4	12	3		105		3	11	3		23					174	S38.6.1
舞鶴市		10	12	9	24	12	2	8	7	10	72		16	5	1	1	12					117	S38.10.17
宮津市		6	6	8	14	3	2	2	2	2	33		10	5		1	8					63	S59.4.1
京丹後市		12	12	15	12	11	3	1	9	1	52		1	3	17	3	11	0			2	101	H16.4.1
伊根町		1	2		1						1		1	10					1			14	S60.6.29
与謝野町		7	7	5	17	10	3	1	3	1	40			4	5		3		1			60	H18.3.1
郡部指定計		133	205	101	309	80	31	50	56	26	653	1	39	57	55	9	90	0	3	0	3	1043	
合計	指定	207	367	178	365	106	39	62	77	37	864	1	47	57	71	43	115	0	7	0	13	1425	条例制定 市町村 26/26
	登録	28	44	3	7	1	0	23	0	4	38	0	3	54	12	3	10	0	0	0	0	148	
	計	235	431	181	372	107	39	85	77	41	902	1	50	111	83	46	125	0	7	0	13	1573	